平成２４年（フ）第２３９号
佐賀県佐賀市鍋島町大字蛎久１番地
債務者　新宮　正子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４３号
佐賀県小城市小城町晴気29番地３
債務者　岡　　美子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４５号
佐賀市高木瀬東１丁目３番19号
債務者　福田　髙至
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５７号
佐賀県佐賀市本庄町大字袋409番地２
債務者　鷲﨑　一穂
1　決定年月日時　平成24年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８７号
山口県周南市大字湯野4413番地の２
債務者　池田　　忍
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１６５６号
愛知県弥富市五之三町川平188番地393
債務者　阿部吉明こと　ＡＢＥ　ＹＯＳＨＩＡＫＩ
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２９号
山口市中園町８番24―Ｄ207号　中園町市営アパート
債務者　長岡　　保
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
山口県防府市南松崎町２番７号　フレグランスマツザキ201号
債務者　宮崎　洋子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
山口市中園町８番24―Ｄ207号　中園町市営アパート
債務者　長岡優香里
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
青森県八戸市大字豊崎町字替地山下34番地17
債務者　椛本　宮子（旧姓名久井）
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第５２５号
熊本市中央区上水前寺１丁目４番10―401号　ソレイユ・ヒロ・上水前寺
債務者　髙橋　栄治
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５２号
松江市朝日町474番地　第３旭荘203
債務者　松田順子こと　朴　　順子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８７号
岡山市北区中原565番地
債務者　森岡　利光
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３９号
岡山市南区妹尾3000番地２　１―405
債務者　山下　武昭
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４６号
岡山市北区辛川市場419番地９
債務者　小林みどり
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１７８１号
東京都千代田区一番町９―14　ユニパリス一番町304
債務者　大澤　章子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８２７号
東京都江戸川区平井１丁目27―７―201
債務者　小田　紀子（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部